

# 令和7年度東京都税制調査会 第2回 小委員会

【テーマ1】

法人課税の在り方

令和7年7月3日

# 「法人課税の在り方」目次

| 資料名                                                           | 頁     |
|---------------------------------------------------------------|-------|
| 法人課税の在り方に関する論点                                                | 1     |
| 令和7年度与党税制改正大綱（令和6年12月20日）（抜粋）                                 | 2     |
| （参考）政府税制調査会 税制のEBPMに関する専門家会合資料 利益剰余金及び現金・預金等の推移／設備投資の動向／賃金の動向 | 3～5   |
| 法人税の仕組み                                                       | 6     |
| 法人実効税率の推移                                                     | 7     |
| （参考）防衛特別法人税の創設（令和7年度税制改正）                                     | 8     |
| 法人税収の推移                                                       | 9     |
| 近年の法人実効税率の引下げ                                                 | 10    |
| 近年の課税ベースの拡大等（平成27・28年度税制改正）                                   | 11    |
| （参考）法人税における主な税制改正の変遷                                          | 12～13 |
| 平成26年度 東京都税制調査会報告（法人実効税率関係）                                   | 14    |
| 諸外国の法人実効税率の比較                                                 | 15    |
| （参考）グローバル・ミニマム課税の概要                                           | 16    |
| 中小法人における軽減税率（本則）・軽減税率の特例                                      | 17    |
| 中小法人向けの主な税制                                                   | 18    |

## 「法人課税の在り方」目次

| 資料名                                   | 頁     |
|---------------------------------------|-------|
| (参考) 資本金 1 億円超の外形標準課税対象法人数・割合の推移 (全国) | 19    |
| 法人税関係の租税特別措置について                      | 20    |
| (参考) 法人税に関する主な租税特別措置 (令和 5 年度適用件数順)   | 21    |
| (参考) 租税特別措置の例 研究開発税制の概要／賃上げ促進税制の概要    | 22～23 |
| 法人規模別の利益計上法人数及び法人税額                   | 24    |
| 欠損法人割合と繰越欠損額の推移                       | 25    |
| これまでの東京都税制調査会報告 (地方法人課税の意義 等)         | 26    |
| 法人住民税及び法人事業税の概要                       | 27    |
| 法人事業税及び法人事業税の税収の推移                    | 28    |
| (参考) 地方交付税の財源としての法人課税                 | 29    |

## 論点

令和7年度与党税制改正大綱において、これまでの考え方（賃上げ促進・立地競争力強化等のための税率引下げ）の転換が示される中、今後の日本における法人課税はどうあるべきか

### <検討項目>

- これからの法人課税の在り方をどう考えるか
  - 税率・課税ベースについて
    - ー 実効税率（国際競争力）、大企業・中小企業、租税特別措置、地方法人課税 等

## 第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

### 1. 成長型経済への移行

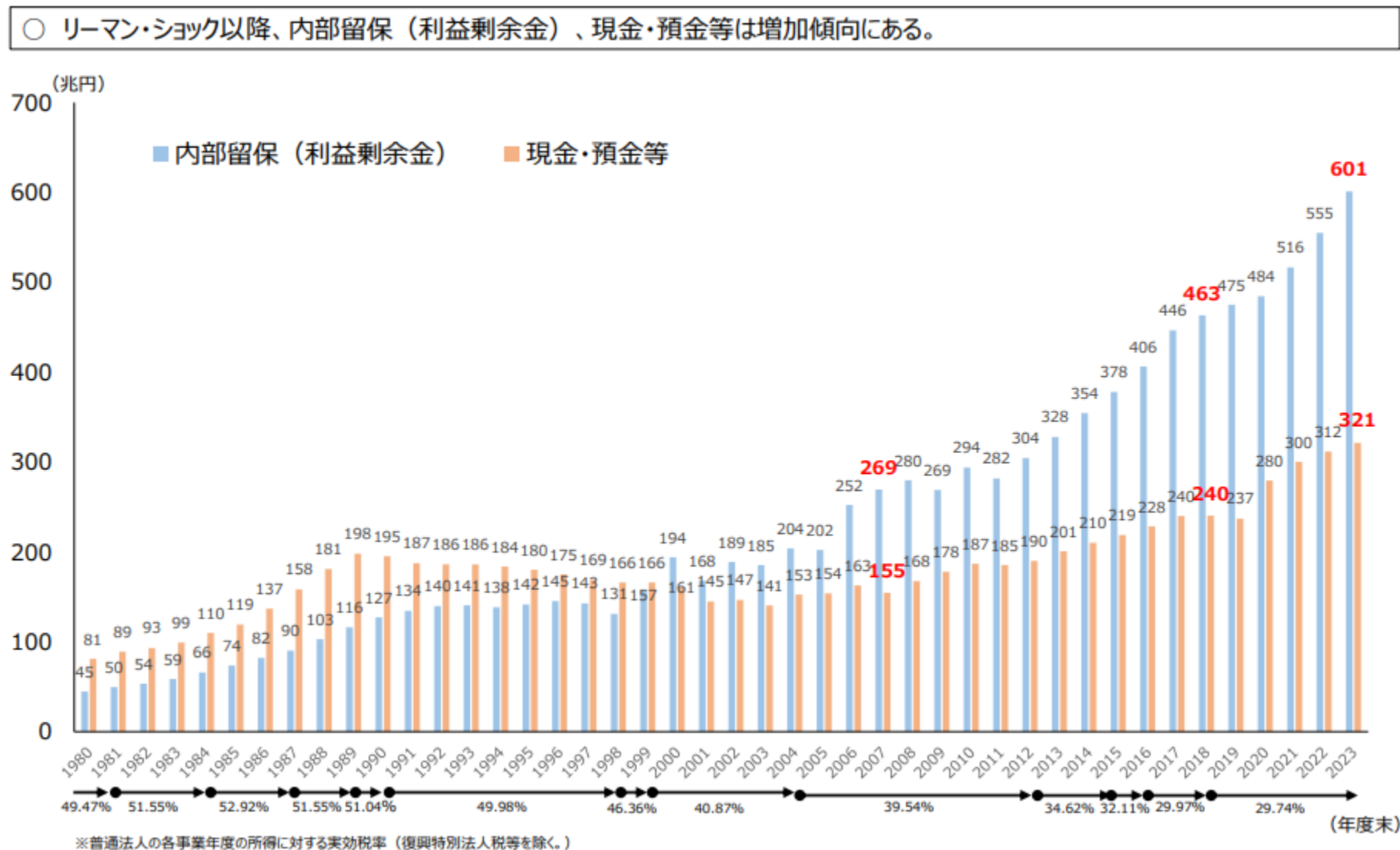
#### （3）今後の法人税のあり方

わが国では、世界的な法人税率の引下げ競争が展開される中、2010年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を23.2%まで引き下げた（国・地方の実効税率は29.74%）。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では、収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた。

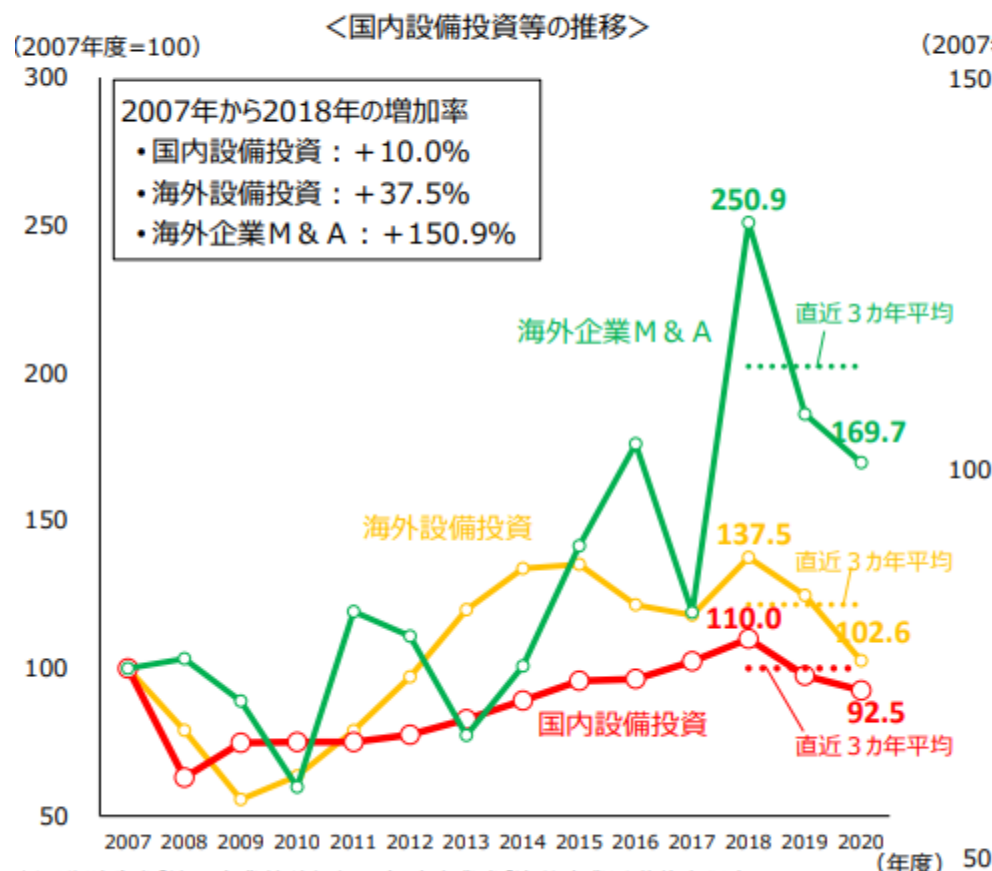
今般、EBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の観点からデータ分析等を行い、法人税改革の成果について議論を行った。設備投資については、法人税改革以降、海外投資等が増加したのに対し、大企業を中心に国内投資は低水準で推移した。賃上げについても、諸外国と比較して、長年低迷してきた。他方、企業の利益が現預金として社内にとどまる傾向が一層強まってきた。

海外の先行研究を見ても、法人税率が設備投資や賃金に与える影響は限定的であるとの分析や、わが国の法人税改革が国内投資の増加に効果的でなかったとの分析が示されている。また、政策対応を検討する際には、企業の国際競争力等にも一定の配慮が求められるが、この10年間で、企業を取り巻く経済環境やそれに応じた企業行動は大きく変化したことにも留意が必要である。

こうした振り返りを踏まえれば、法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく。税制のみならず、予算や制度改正等の様々な政策手段を総動員して国内投資を促し、持続的な経済成長に向けた動きを取引先の中小企業も含め広く経済社会全体に波及させていく。



- リーマンショック後、海外設備投資や海外企業M & Aは大きく増加しているが、国内設備投資の伸びは大きくない。
- 国内設備投資の動向を大法人・中小法人に分けて見ると、特に、近年の法定税率の引下げにより投資の増加を期待された大法人の動きが鈍い。

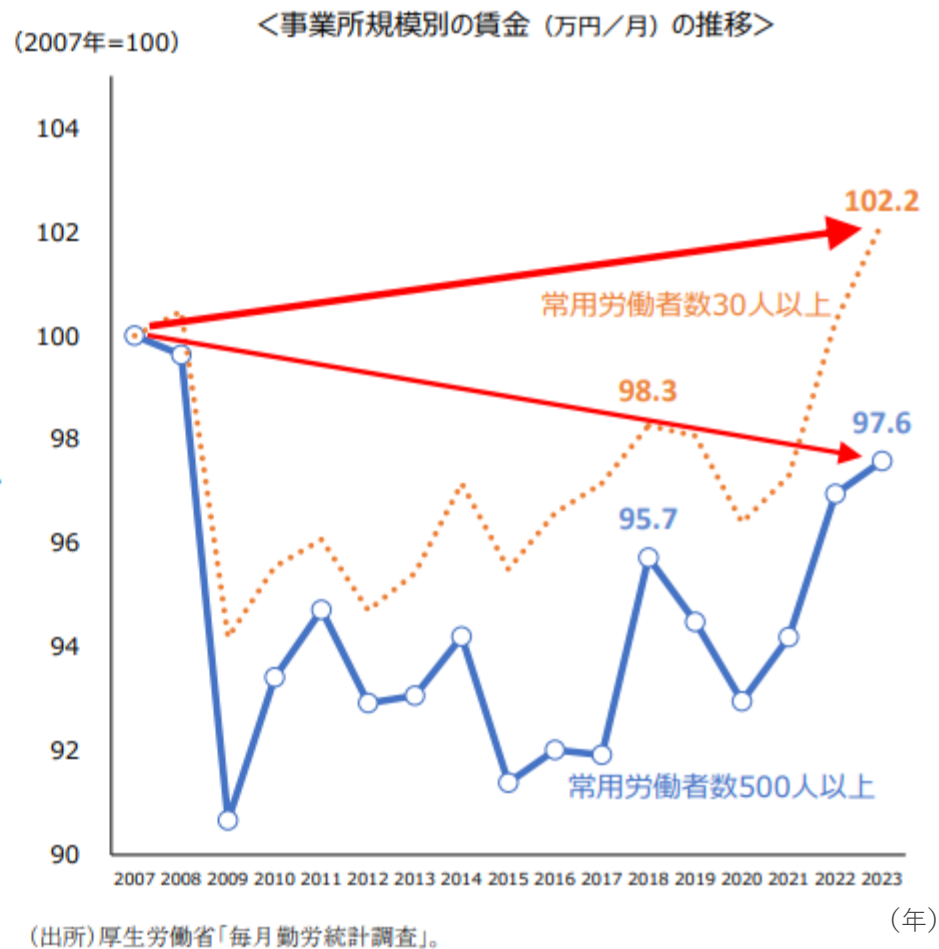
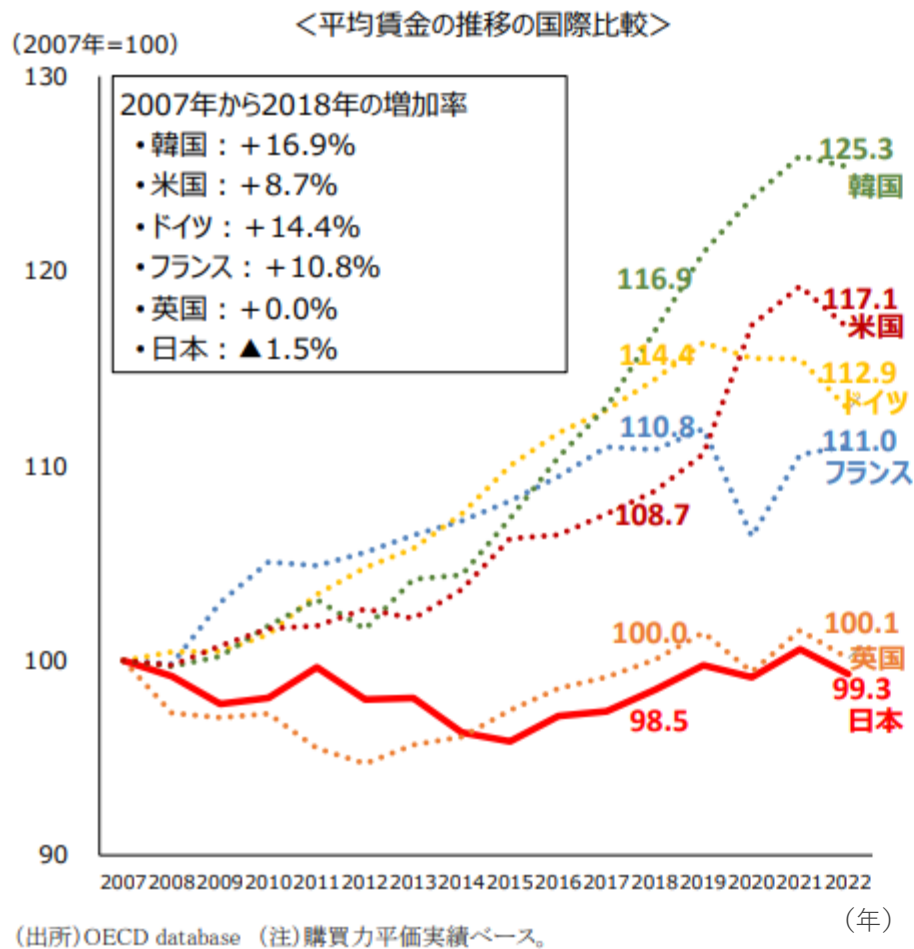


(出所)財務省「法人企業統計年報」、経済産業省「海外事業活動基本調査」、Bloomberg。  
 (注1)国内設備投資＝土地を除く有形固定資産の増減額+減価償却費+特別減価償却費。  
 (注2)M&Aは日本企業による外国企業の買収が対象。



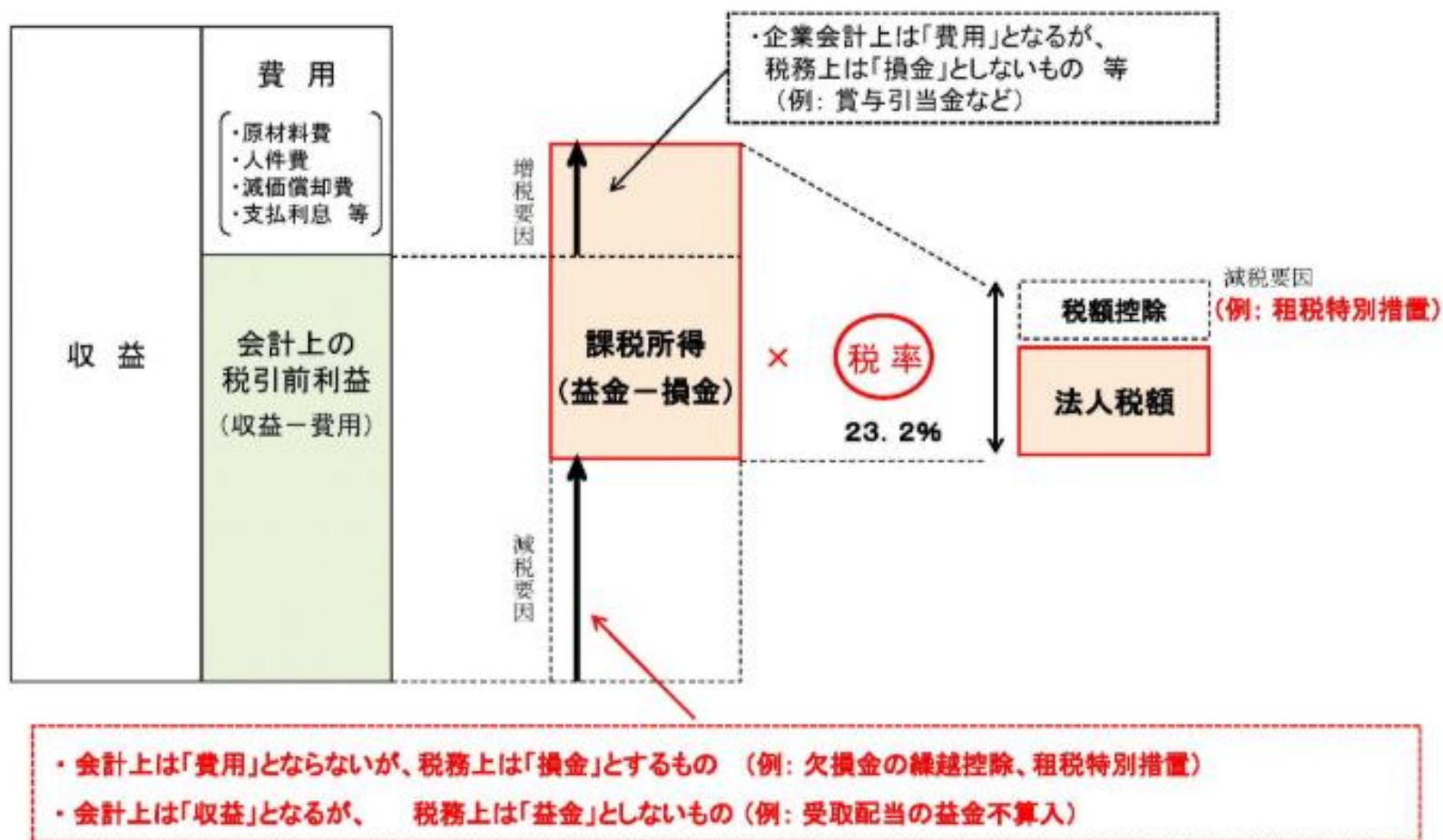
(出所)財務省「法人企業統計年報」。 ※金融・保険業を除く全産業。

- リーマンショック以降、諸外国の賃金水準が継続的に増加傾向にある中、我が国の賃金水準は低迷してきた。
  - 賃上げの動向を規模別に見ると、特に、500人以上の比較的規模の大きな事業所において、動きが鈍い。
- ※ 賃上げ促進税制の適用額(=減収額)は、令和4年度実績で5,150億円。令和6年度税制改正の効果が完全に発現すれば、減収額は約1.3兆円となる見込み。



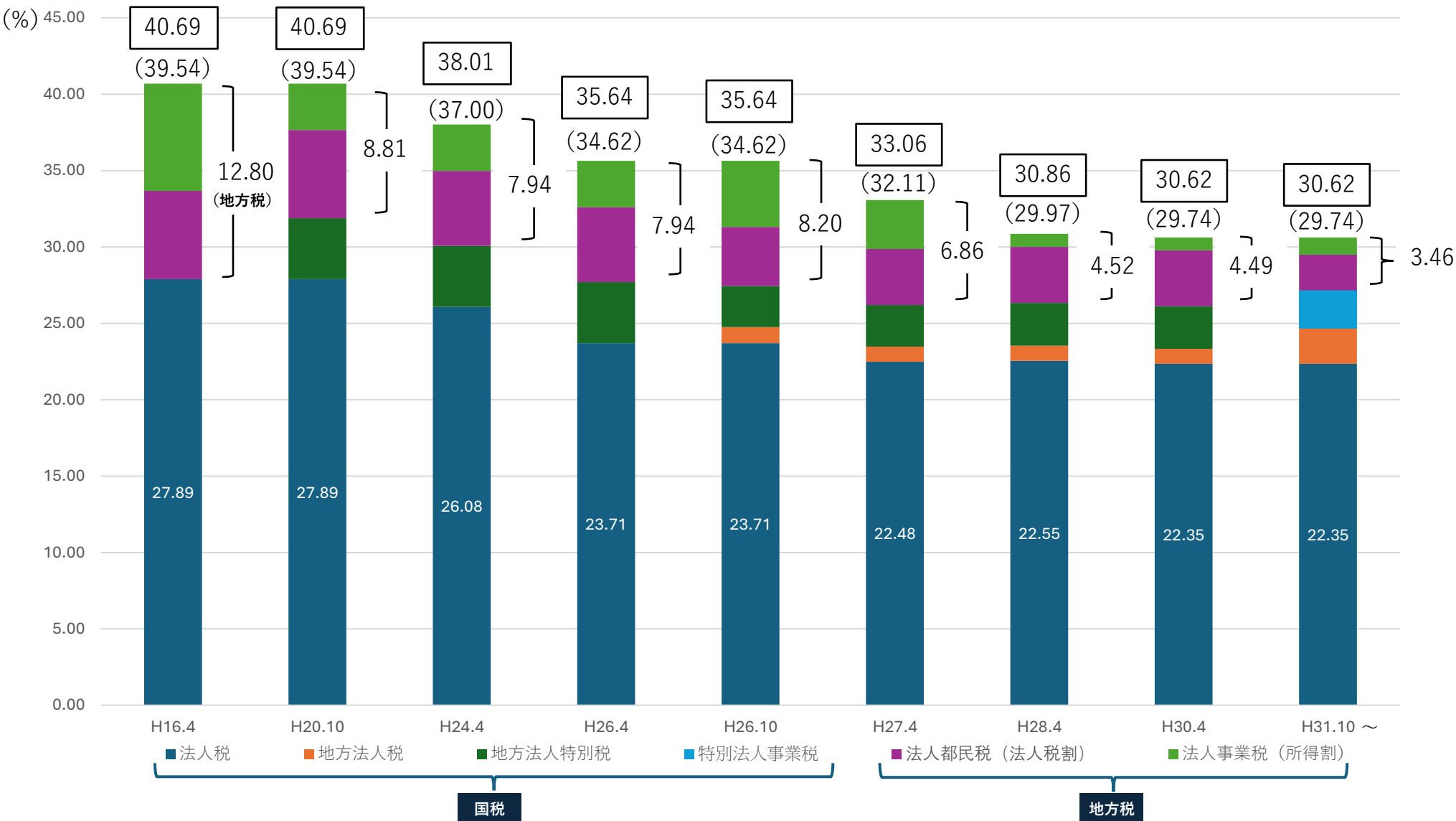
# 法人税の仕組み

- 法人税は、企業活動により得られる所得に対して課される税であり、その所得金額は、益金の額から損金の額を引いた金額（実際は、企業会計上の税引前当期純利益を基礎に**法人税法の規定に基づく加算又は減算（税務調整）**を行う）
- 法人税額は、そうして得られた所得金額に税率をかけ、**税額控除額**を差し引くことで算出



# 法人実効税率の推移

■ これまで段階的に引き下げられてきており、法人実効税率は平成16年と比較して10%程度引き下げられている

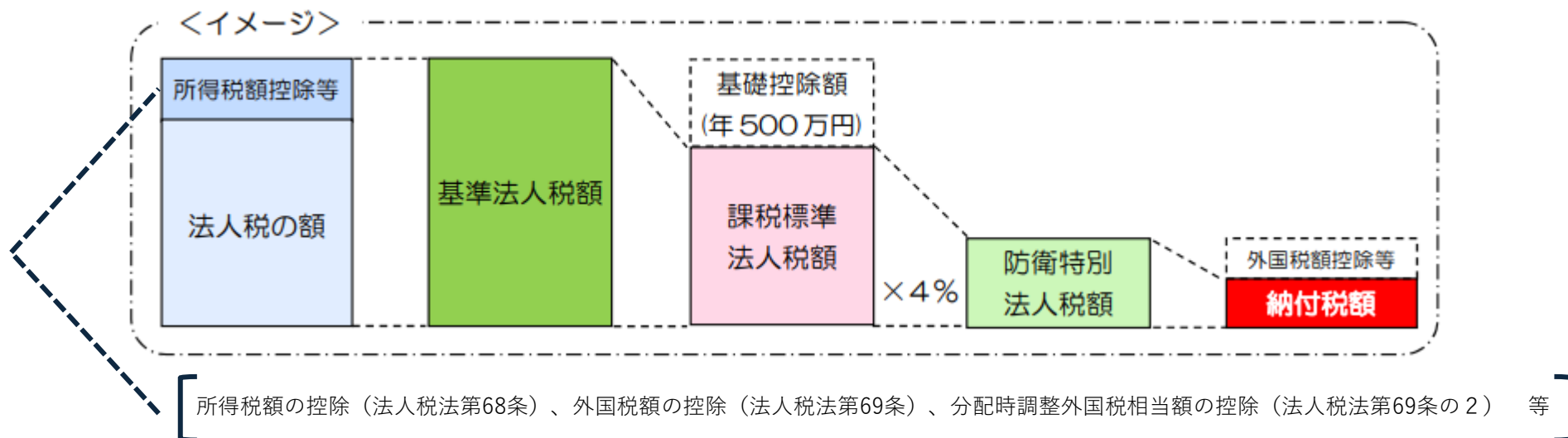


## 防衛特別法人税の概要

- 令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)(令7改正法)」により、**防衛特別法人税が創設**
- **令和8年4月1日以後に開始する事業年度から**、各事業年度の所得に対する**法人税を課される法人**は、防衛特別法人税の**納税義務者**となる

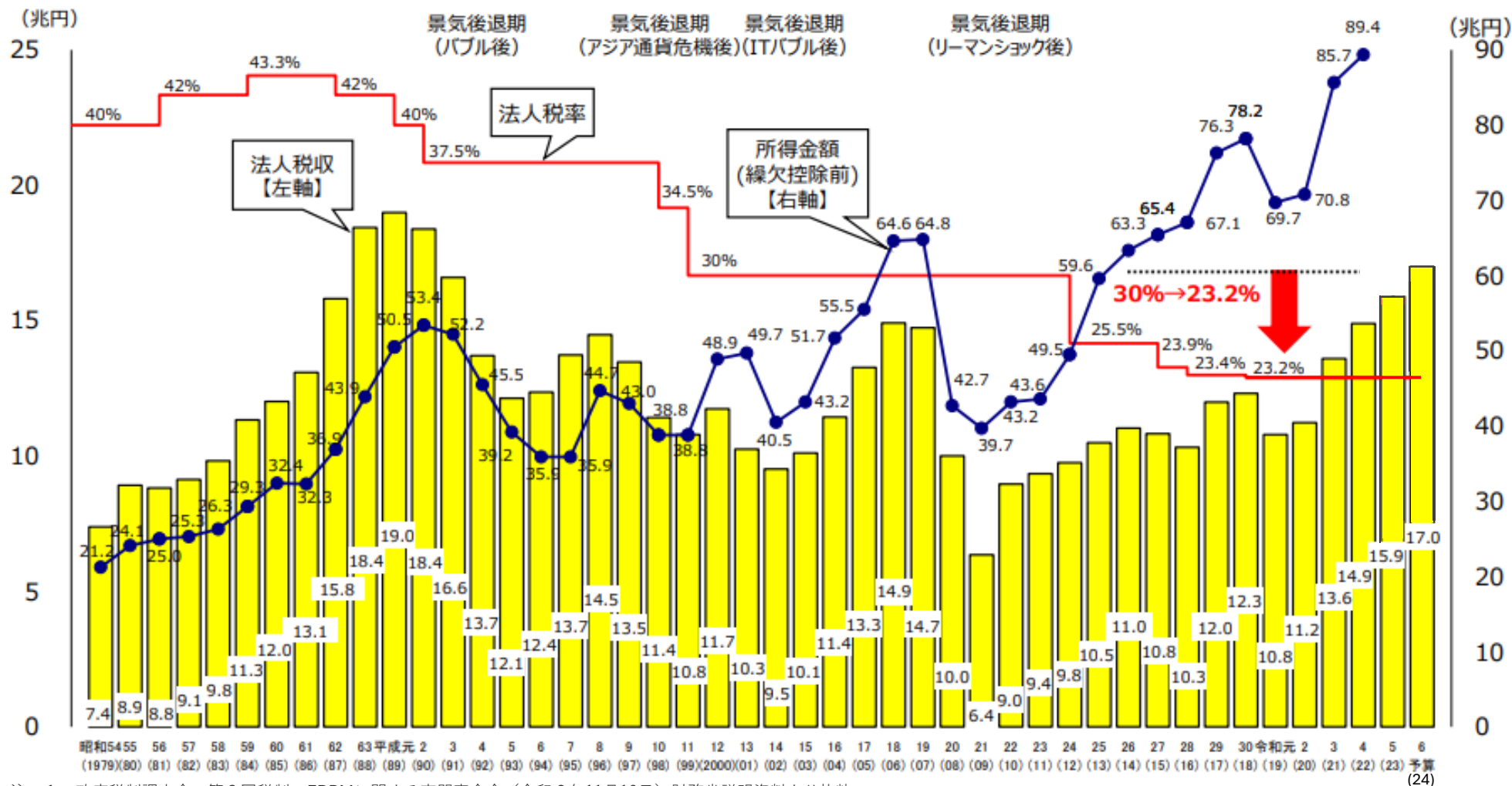
## 防衛特別法人税の税額計算

- 各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となる



# 法人税収の推移

- 近年、法人の所得金額・法人税収はともに増加傾向にあるが、法人税収の伸びは所得金額の伸びに比して小さい
- その要因には、**税率の引下げ**や**租税特別措置の拡充**（賃上げ税制の拡充など）による影響が考えられる



注 1 政府税制調査会 第2回税制のEBPMに関する専門家会合（令和6年11月19日）財務省説明資料より抜粋

2 法人税収は、令和5年度までは決算額、令和6年度は予算額による

3 所得金額（繰欠控除前）は、国税庁「会社課本調査」による。なお、平成17年分までは2/1～1/31、平成18年度以降は4/1～3/31に終了した事業年度を対象としている

# 近年の法人実効税率の引下げ

## 平成27年度与党税制改正大綱

### (1) 改革の趣旨（一部抜粋）

今般の法人税改革は、欧米各国も行ってきたように「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を**成長志向型の構造**に変えるものである。すなわち、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や**企業所得の計上に前向きな企業**の税負担を軽減することで、**企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発**等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造改革を行うものである。

### (2) 改革の枠組み（一部抜粋）

平成27年度を初年度とし、以後数年で、**法人実効税率を20%台まで引き下げる**ことを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた**課税ベースの拡大等**により、**恒久財源をしっかりと確保**する。

### 法人実効税率の引下げ

|                                                    | 26年度<br>(改革前) | 27年度<br>(27年度改正) | 28年度<br>(28年度改正) | 30年度   |
|----------------------------------------------------|---------------|------------------|------------------|--------|
| 法人税率                                               | 25.5%         | 23.9%            | 23.4%            | 23.2%  |
| 大法人向け法人事業税所得割<br>* 地方法人特別税を含む<br>* 年800万円超所得分の標準税率 | 7.2%          | 6.0%             | 3.6%             | 3.6%   |
| 国・地方の法人実効税率                                        | 34.62%        | 32.11%           | 29.97%           | 29.74% |

# 近年の課税ベースの拡大等（平成27・28年度税制改正）

## 【平成27年度改正】

### ■ 租税特別措置の見直し

研究開発税制の見直し（税額控除限度額の引下げ・繰越控除制度の廃止）、生産等設備投資促進税制の廃止など

### ■ 欠損金繰越控除制度の見直し

過去の赤字（欠損金）を当期の所得から控除する「欠損金繰越控除制度」について、大法人の控除限度の引下げ

※ 平成27年度改正後：控除限度額所得の80% → (H27)65% → (H28)65% → (H29)50%

### ■ 受取配当等益金不算入制度の見直し

会社支配目的が乏しく、持株比率が低い株式からの配当を中心に、益金不算入割合を引下げ

※ 平成27年度改正後：株式等保有割合5%以下の場合の益金不算入割合を20%に引下げ等

### ■ 外形標準課税の拡大（法人事業税）

法人事業税（地方税）のうち、大法人を対象とした「付加価値」等を課税標準とする外形標準課税の割合の拡大

※ 27年度改正後：2/8 → (H27)3/8 → (H28)4/8

## 【平成28年度改正】

### ■ 租税特別措置の見直し

生産性向上設備投資促進税制の縮減（平成27年度末）・廃止（平成28年度末）や、環境関連投資促進税制の見直しなど

### ■ 欠損金繰越控除制度の更なる見直し

法人税改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するために、大法人の控除限度を見直し

※ 28年度改正後：(H28)60% → (H29)55% → (H30)50%

### ■ 減価償却の見直し

建物と一体的に整備される建物附属設備や建物と同様に長期安定的に使用される構築物の償却方法の定額法への一本化

### ■ 外形標準課税の更なる拡大（法人事業税）

平成27年度改正に引き続き、外形標準課税の割合の拡大

※ 28年度改正後：(H28)5/8

# (参考) 法人税における主な税制改正の変遷①

## 昭和62年・63年税制改正（シャープ勧告以来の抜本的税制改革）

### (背景)

- 戦後、我が国はシャープ勧告を出発点に、**直接税**を中心とする近代的税制を導入
- 戦後復興、高度経済成長、安定成長を経て、**少子・高齢化の到来**や**産業構造の変化**など**社会経済情勢が変化**  
⇒ シャープ勧告を原点とする当時の税制ではうまく対応しきれない状況が発生

### (税制改正の趣旨（「税制改革法」（昭和63年法律第107号）第2条）（抜粋））

- 今次の税制改革は、現行の税制が、**産業構造及び就業構造の変化**、所得の水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービスの比重の増加、**経済取引の国際化**等を反映して著しく変化してきた**現在の経済社会との間に不整合を生じている事態**に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、**所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより均衡がとれた税体系を構築**することが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した税制を確立するために行われるものとする。

### (法人税の改正内容)

- **法人税率の引下げ（43.3%→ 37.5%）**を含めた所得課税の軽減など所得・消費・資産にわたる税体系の再構築が図られた

## 平成10年・11年税制改正

### (背景)

- いわゆる**バブル経済の崩壊**により長期低迷期に入中、経済の先行きに対する不透明感が払しょくされない状態
- 平成9年夏にアジア通貨危機が発生し、**急激な景気後退、金融機関の不良債権問題、産業構造転換の遅れ**等の問題に直面

### (税制改正の趣旨（政府税制調査会 「平成10年度の税制改正に関する答申」（平成9年12月））（抜粋））

- わが国が経済構造改革を進めていくに当たっては、様々な分野での規制緩和を通じて**新規産業の創出や企業活力の発揮**を促していくことが重要です。法人課税についても、**経済活動に対する税の中立性を高めることにより企業活力と国際競争力を維持する観点から、税率と課税ベースの両面にわたる検討**を行ってきました。こうした視点に立った法人課税の見直しは、主要先進国においても、既に実施されてきたところです。

### (法人税の改正内容)

- **法人税率の引下げ（〈H10〉 37.5%→ 34.5%、〈H11〉 34.5%→ 30.0%）**
- **課税ベースの適正化**（引当金の廃止・縮減、建物の減価償却方法を定額法とする改正 等）

# (参考) 法人税における主な税制改正の変遷②

## 平成15年税制改正

### (背景)

- 累年にわたる法人税率の引下げと企業収益の悪化等により、法人税収の国税収入に占める割合は20%台前半まで低下

### (税制改正の趣旨 (政府税制調査会 「あるべき税制の構築に向けた基本方針」 (平成14年6月) (抜粋) )

- 累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、**これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。**
- わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、**21世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略**を前提に、規制改革や歳出措置も含めた総合的な政策の**重点分野への集中投入**が必要である。

### (法人税の改正内容)

- **研究開発及び設備投資減税の拡充など政策減税に集中**させることで経済の活性化が図られた

## 平成21年から24年までの税制改正

### (背景)

- 平成20年9月の世界金融危機は、「百年に一度の危機」とも呼ばれ、世界的な景気後退の影響を受けて日本の景気も悪化

### (税制改正の趣旨 (平成22年度税制改正大綱 (平成21年12月22日閣議決定) ) (抜粋) )

- 諸外国をみれば、(中略) **課税ベースの拡大と併せた法人税率の引下げ**が進んできています。そこで、我が国でも、(中略) **租税特別措置の抜本的な見直し**などを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、**成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調**などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。
- 我が国において地域経済の柱となり、**雇用の大半を担っているのは中小企業**です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、**中小企業にはできる限りの配慮**を行います。

### (法人税の改正内容)

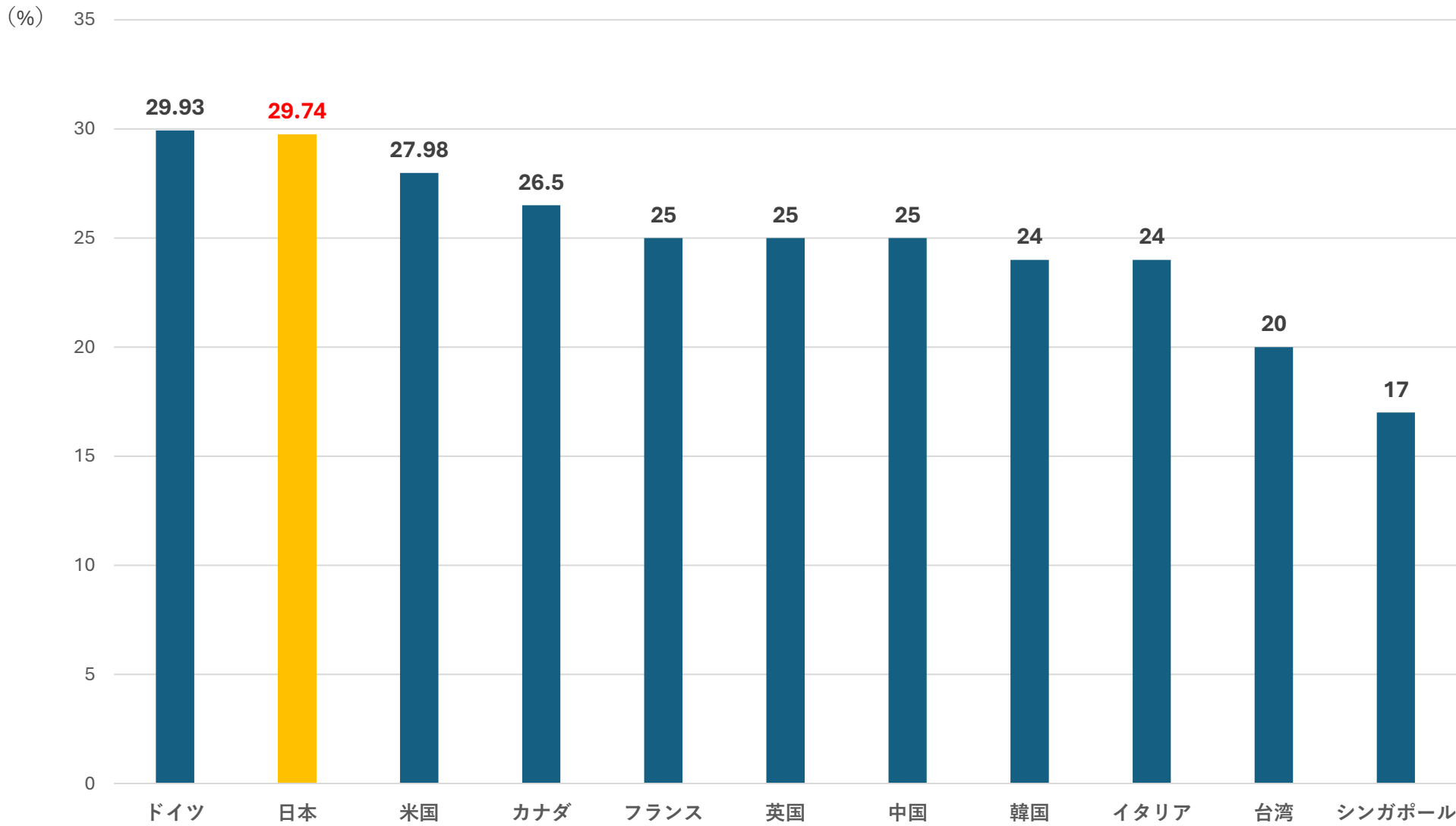
- **法人税率の引下げ** (〈H24〉30.0%→25.5%) と共に、**課税ベースを拡大**
- **中小企業に対する軽減税率の引下げ** (〈H21〉22%→18%、〈H24〉18%→15%)
- 法人関係租税特別措置 (減収効果のあるもの) の**適用実態調査及び国会への報告書提出**が義務付け

- 税制度は国ごとに異なるため、企業負担の軽重を比較する際には、課税ベースや租税支出の規模の違いなどに留意する必要がある。実効税率は、租税負担の一部損金算入以外の要素を考慮せずに表面税率を合計した一つの指標に過ぎない。
- 近年、諸外国において、税率の引下げが行われているが、その際には税率引下げと併せて課税ベースの拡大等による財源確保が図られている。
- 諸外国に比べて高い法人実効税率が、国内産業の空洞化や日本への投資の阻害要因になっているとの主張があるが、経済産業省や日本銀行によれば、企業の投資を促進するためには、規制緩和や人材育成がより重要。必ずしも実効税率が国際競争力の決定的な要素とは言えない。
- **法人実効税率の引下げに当たっては、課税ベースの拡大等による財源確保を図るべき。**また、雇用や国内投資に確実につながっていくのか、引下げ実施もその政策効果を検証する必要がある。
- 少子・高齢化の進展を踏まえ、財政健全化に向けた取り組みが求められる中で、一律に法人実効税率を引き下げることが喫緊の課題なのか疑問であるとの意見もあった。

## （参考）令和 8 年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

- 平成 28 年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成30 年 4 月 1 日から、法人実効税率が 29.74 パーセントまで引き下げられたが、**引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。**
- 今後、更に法人実効税率を引き下げ場合には、**国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。**

# 諸外国の法人実効税率の比較



注1 財務省HP、JETRO HPより作成  
注2 法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示  
注3 英国については、最高税率（拡張利益（※）25万ポンド（4,650万円）超の企業に適用）を記載。拡張利益25万ポンド以下では計算式に基づき税率が通減し、5万ポンド（930万円）以下は19%。※拡張利益とは、課税対象となる利益に加えて他の会社（子会社等を除く）から受け取った適格な配当を含む額のことを指す  
（備考）邦貨換算レートは、1ポンド＝186円（裁定外国為替相場：令和6（2024）年1月中適用）  
注4 シンガポールについては、通常の法人課税所得のうち、最初の20万シンガポール・ドル（Sドル）に対して部分免税制度が適用され、最初の1万Sドルの75%、および次の19万Sドルの50%は免税となる  
注5 韓国については、課税標準額となる所得金額に応じて税率が異なる

# (参考) グローバル・ミニマム課税の概要

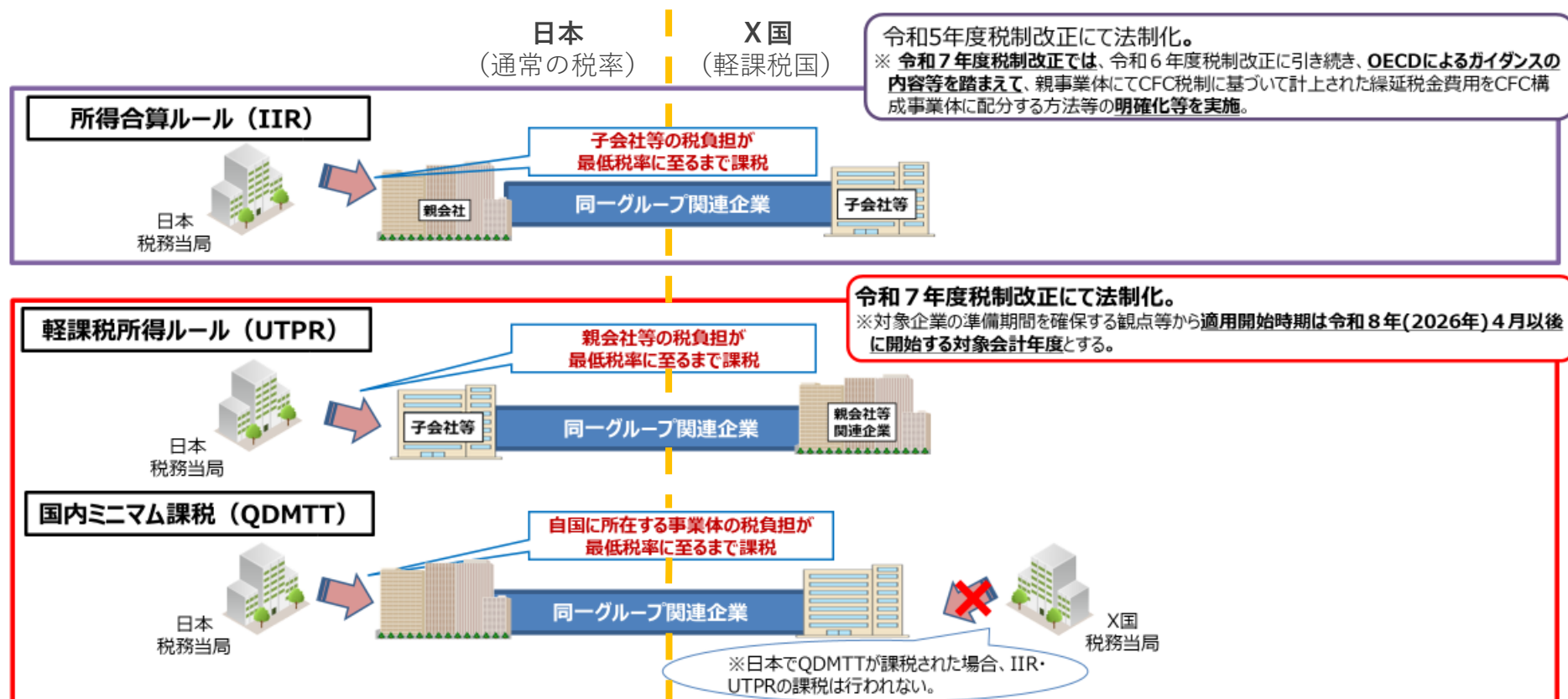
- 一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国で最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

①最低税率は15%。対象企業は、年間総収入金額7.5億ユーロ（約1,208億円）以上

②課税対象所得から、有形資産簿価と支払給与の合計の5%を除外（導入当初は経過措置あり）

- 日本では、国際的な合意に従って、以下の3つのルールを導入

## ＜＜グローバル・ミニマム課税のイメージ＞＞



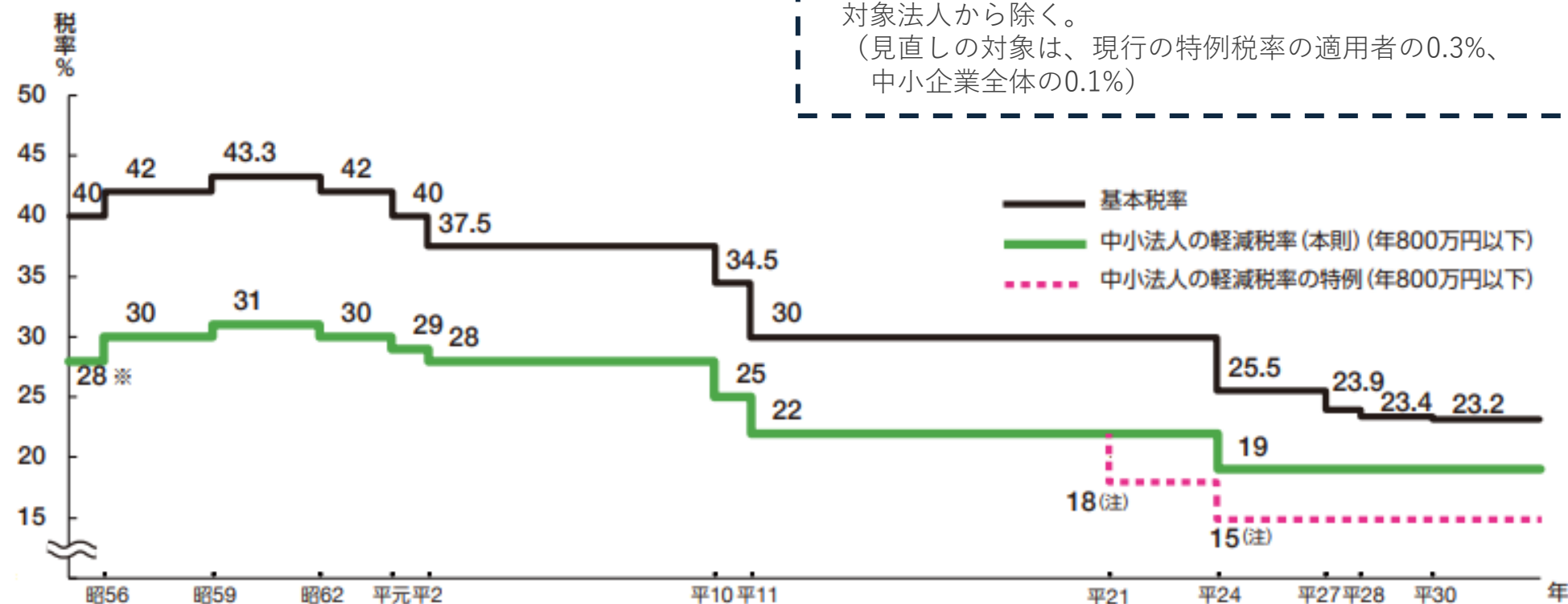
(資料) 財務省資料を基に経産省作成

\*運用指針に基づき 1 ユーロ = 161.08円 (2024年12月平均為替レート) で換算。

# 中小法人における軽減税率（本則）・軽減税率の特例

- 法人税の税率は**23.2%**とされているが、**資本金 1 億円以下の法人税率は、年800万円以下の所得金額について本則19%**とされており、更に時限的な措置として**中小法人等の軽減税率の特例**により、**15%**となっている

## 【法人税率の推移】



（注）中小法人の軽減税率の特例（年800万円以下）について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度は15%

（※）昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

# 中小法人向けの主な税制

- 中小法人については、法人税法や租税特別措置法等に基づき**各種の税制上の措置が講じられている**
- なお、中小法人とは**資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しないもの**をいい、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある法人等を除く

## 中小法人（資本金1億円以下）向けの税制

|          |                                                                                                                                                                                        |  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1 軽減税率   | 所得800万円以下の部分について、税率19%。さらに、時限的に税率15%。ただし、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額800万円以下の部分について、税率17%（租特法）                                                                                         |  |
| 2 貸倒引当金  | 貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可                                                                                                                                                                 |  |
| 3 欠損金関係  | ① 欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可<br>② 欠損金繰戻還付（1年間）が可                                                                                                                                     |  |
| 4 留保金課税  | 特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外                                                                                                                                                               |  |
| 5 租税特別措置 | ① 研究開発税制：一般型の税額控除率<br>② 中小企業における賃上げ促進税制<br>③ 中小企業投資促進税制<br>④ 中小企業経営強化税制<br>⑤ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制<br>⑥ 特定事業継続力強化設備等の特別償却（BCP）<br>⑦ 中小企業事業再編投資損失準備金制度<br>⑧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 |  |

※ 中小法人向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが必要

注 財務省HPより作成

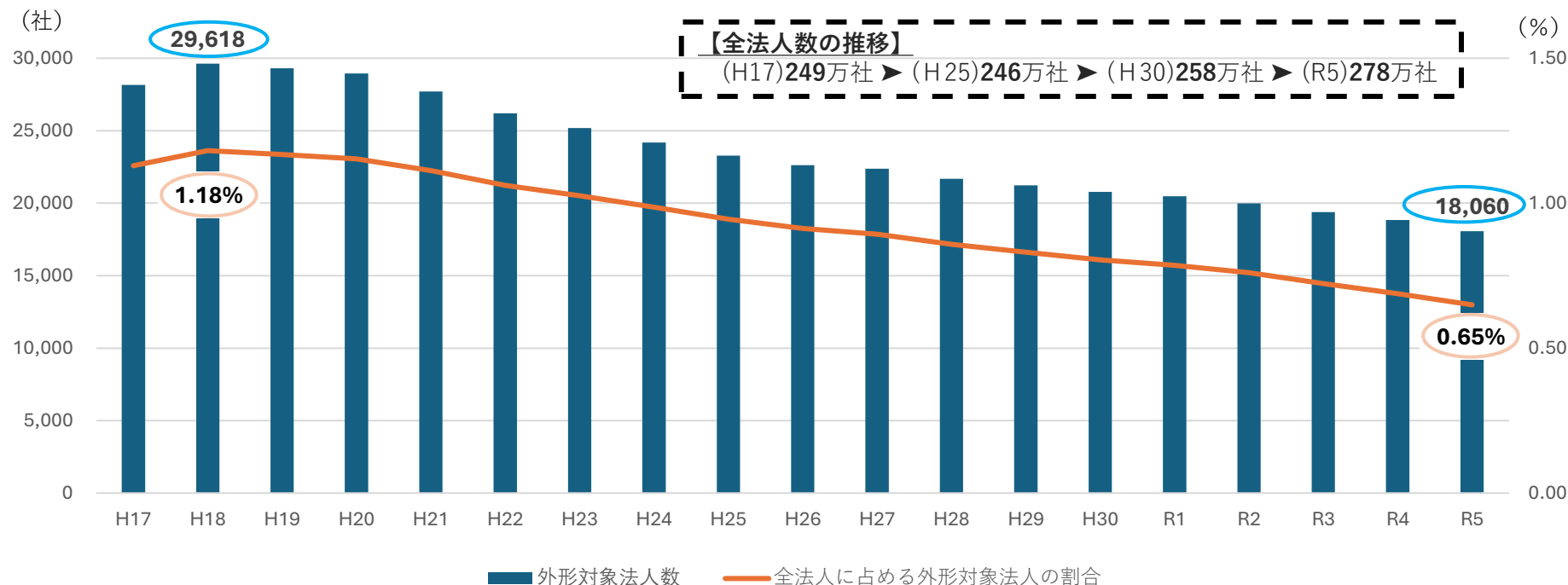
### 【参考】中小企業基本法における中小企業者の定義

| 業 種                       | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
|---------------------------|-------------|--------------|
| 製造業その他                    | 300人以下      | 3億円以下        |
| 卸売業                       | 100人以下      | 1億円以下        |
| サービス業                     | 100人以下      | 5千万円以下       |
| 小売業                       | 50人以下       | 5千万円以下       |
| ※従業員基準又は資本金基準のいずれかを満たせばよい |             |              |

注 中小企業庁HPより作成

## (参考) 資本金 1 億円超の外形標準課税対象法人数・割合の推移 (全国)

- 外形標準課税の対象法人数、その割合とも、平成18年度をピークとして減少傾向が継続
- 平成18年度と比べて令和 5 年度は、数では約1.2万社の減少、全法人に占める割合では0.65%に減少



注 総務省 第2回地方法人課税に関する検討会（令和4年9月16日）資料、道府県税の課税状況等に関する調より作成

## (参考) 令和4年度 東京都税制調査会報告

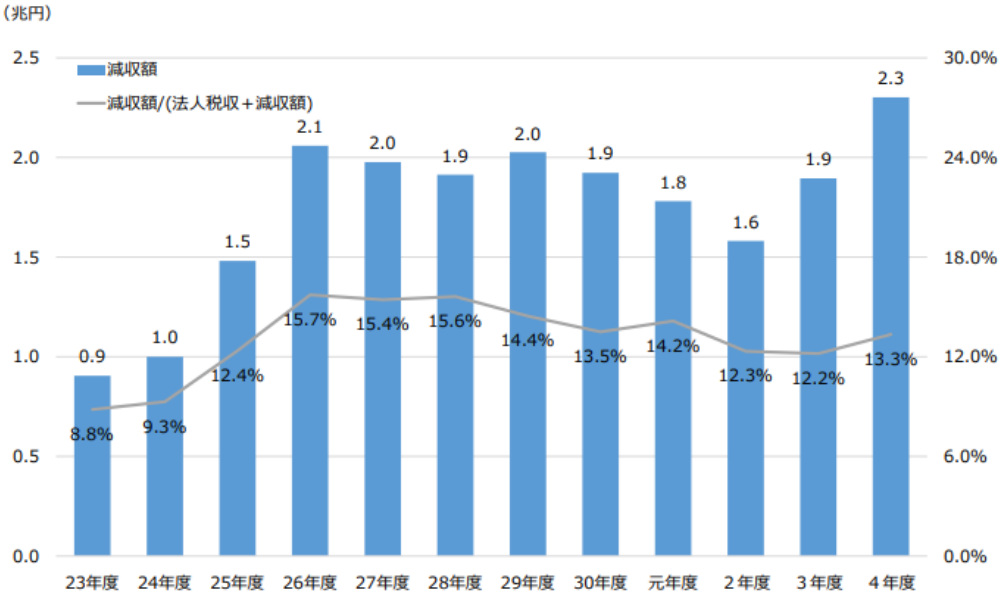
- 外形標準課税の適用対象法人は年々減少しており、その背景には減資や分社化等の影響が考えられる。
- 必ずしも資本金が法人の活動規模を表していない例もあることから、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、法人の規模、活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせること等を検討すべきである。
- 資本金に組み合わせる新たな指標としては、中小企業基本法で中小企業者の基準として採用されている従業員数や売上高を参考にすることが考えられる。しかし、毎年変動して、その結果に課税方式が左右される等、課税実務上、煩雑になることが想定される。

# 法人税関係の租税特別措置について

## 租税特別措置の概要

- 法人税の租税特別措置は、租税特別措置法に基づいて、**特定の者の税負担を軽減**することなどにより、**国による特定の政策目的を実現**するための特別な政策手段であるとされ、「**公平・中立・簡素**」という**税制の基本原則の例外措置**
- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了した事業年度において、適用法人数は**1,483,298 法人**で、適用件数は法人税関係特別措置 **78 項目**について**延べ 2,418,094 件**である（財務省「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書」参照）
- 租税特別措置の適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号））に基づく国の推計によると、令和4年度の減収額は**約 2.3 兆円**であり、**法人税収の約13%**を占める

法人税関係租税特別措置による減収額の推移



注1 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている  
2 政府税制調査会 第3回総会財務省説明資料  
「成長志向の法人税改革の振り返り・EBPMの推進」（令和6年6月4日）より抜粋

法人税関係特別措置の主な種類ごとの適用状況

| 種類      | 令和5年度 |           |                      |
|---------|-------|-----------|----------------------|
|         | 措置数   | 適用件数      | 適用額                  |
| 法人税率の特例 | 2     | 1,080,418 | 特例対象所得金額<br>45,474億円 |
| 税額控除    | 17    | 313,951   | 税額控除額<br>17,338億円    |
| 特別償却    | 26    | 37,432    | 特別償却限度額等<br>8,280億円  |
| 準備金     | 10    | 3,639     | 損金算入額<br>6,474億円     |

注1 財務省 「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書」より作成  
2 適用額の内容は、法人税関係特別措置の種類によってそれぞれ異なる

(参考) 法人税に関する主な租税特別措置 (令和5年度適用件数順)

| 措置                                                                                      | 概要                                                                                                    | R 5       |             |                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|--------------------------|
|                                                                                         |                                                                                                       | 適用件数      | 適用額<br>(億円) | 地方税等(※)<br>への影響額<br>(億円) |
| 中小企業者等の法人税率の特例                                                                          | 中小企業の年800万円以下の所得金額の部分について、税率を15%に軽減する措置                                                               | 1,080,279 | 45,281      | 126                      |
| 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例                                                            | 中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入する措置                              | 657,884   | 3,728       | 253                      |
| 【賃上げ促進税制】<br>給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除                                                   | ○大・中堅企業<br>全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除する措置<br>○中小企業<br>全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除する措置                  | 254,483   | 7,278       | 275                      |
| 【中小企業投資促進税制】<br>① 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却<br>② 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除               | 中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置<br>※税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業者等に限られる。  | ① 20,853  | ① 1,914     | ① 203                    |
|                                                                                         |                                                                                                       | ② 31,180  | ② 211       | ② 15                     |
| 認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例                                                             | 認定NPO法人等に対してその認定NPO法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合に、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入する措置 | 22,780    | 89          | 7                        |
| 【中小企業経営強化税制】<br>① 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却<br>② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用できる措置   | ① 13,609  | ① 4,810     | ① 510                    |
|                                                                                         |                                                                                                       | ② 7,569   | ② 131       | ② 9                      |
| 【研究開発税制】<br>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除                                                        | 企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合（1%～14%）を乗じた金額を控除できる措置                                          | 17,845    | 9,479       | 18                       |

※ 道府県民税、事業税、市町村民税、特別法人事業税の合計

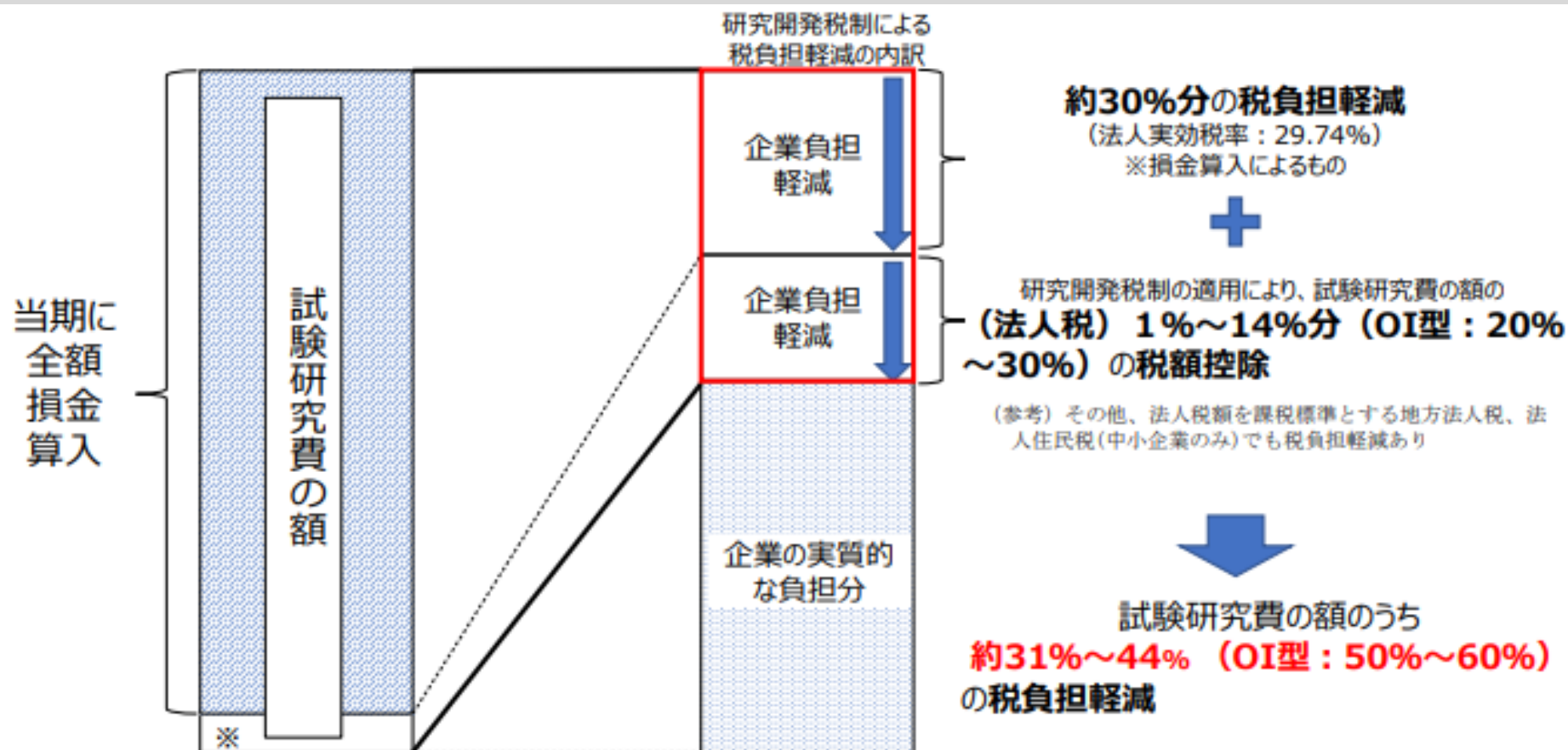
注 財務省「令和5年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第217回国会提出）、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（第217回国会提出）より作成

21

## (参考) 租税特別措置の例① (研究開発税制の概要)

- 試験研究費の額は、**基本的には当期に全額損金算入される**ため、課税所得が減ることにより、試験研究費の額のうち損金算入される部分の**約30%分の税負担軽減**
- 加えて、**研究開発税制の適用によって試験研究費の額の1%~14%分 (OI型: 20%~30%) (注1) が税額控除される**ことにより、**試験研究費の額のうち約31%~44% (OI型: 50%~60%) (注2) につき、税負担軽減**

(注1) 中小企業の場合は12%~17% (注2) 中小企業の場合は42%~47%

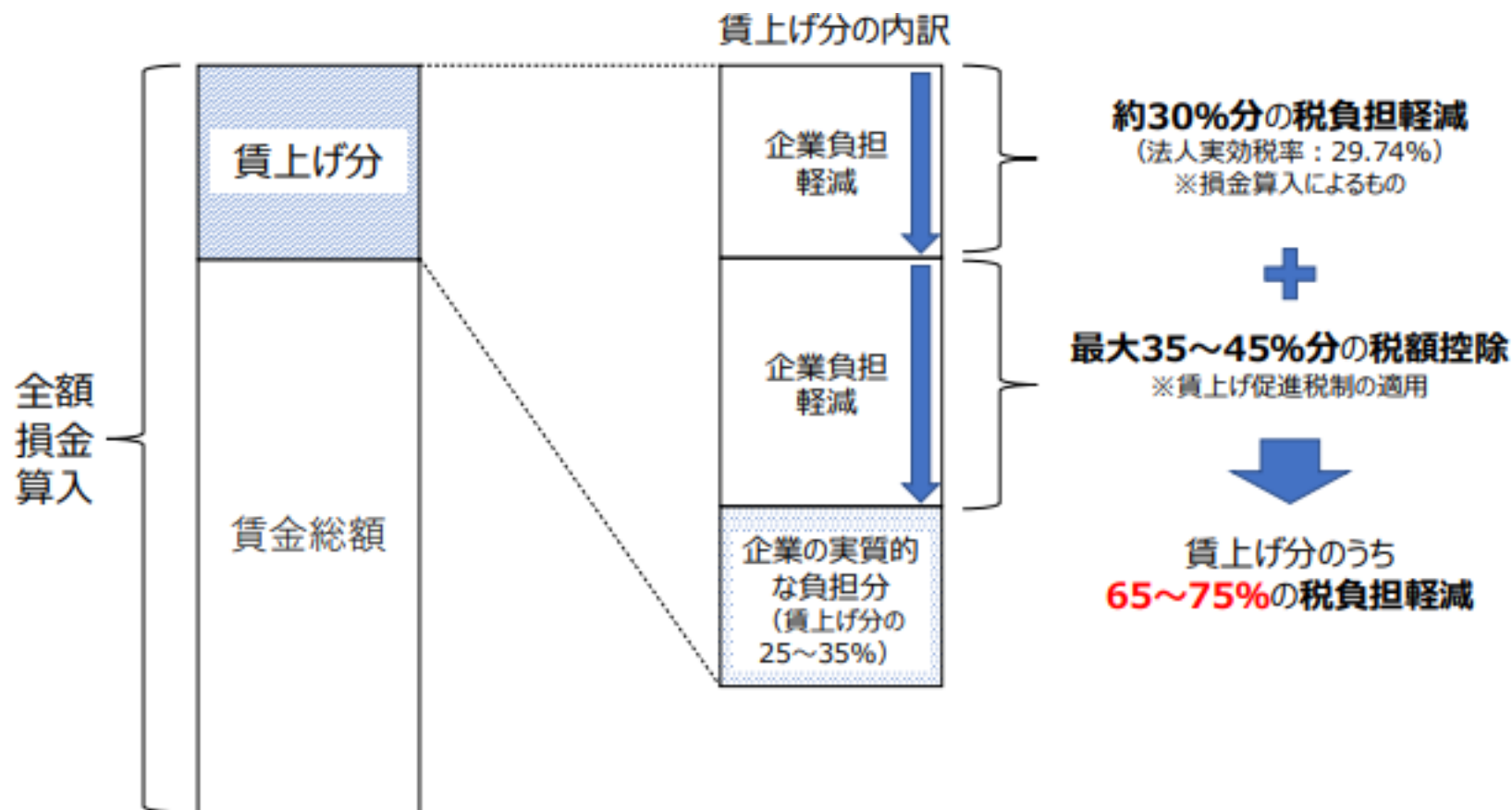


※ 会計上は研究開発費として支出時の費用となる一方、税務上は棚卸資産、固定資産・繰延資産の取得価額に含まれるものが該当する。

(具体的には、棚卸資産を製作するための研究開発に要する費用や、「自社利用ソフトウェア」の製作のための研究開発費のうち将来の収益獲得又は費用削減になるかどうか不明なもの等。)

## (参考) 租税特別措置の例② (賃上げ促進税制の概要)

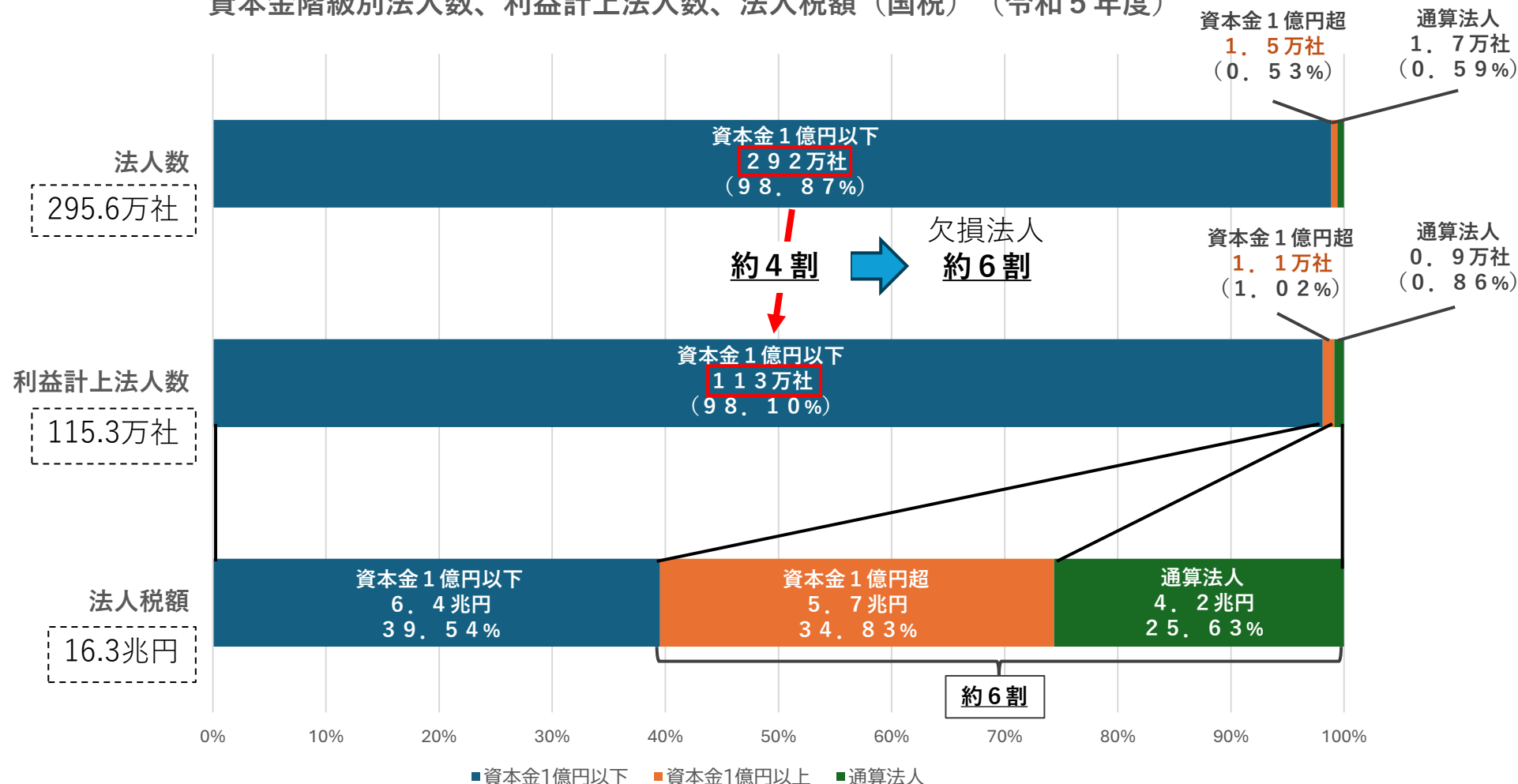
- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含む。）は全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担軽減
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の65～75%につき、税負担が軽減



# 法人規模別の利益計上法人数及び法人税額

- 法人数のうち、約99%は資本金1億円以下の中小法人（約292万社）
- 中小法人のうち、利益計上法人は約113万社であり、約6割の欠損法人においては、中小企業投資促進税制等の租税特別措置を活用できない構造（資本金1億円超及び通算法人（大法人）は、約3割が欠損法人）
- 大法人における利益計上法人約2万社が、法人税額の約6割を賄っている状況

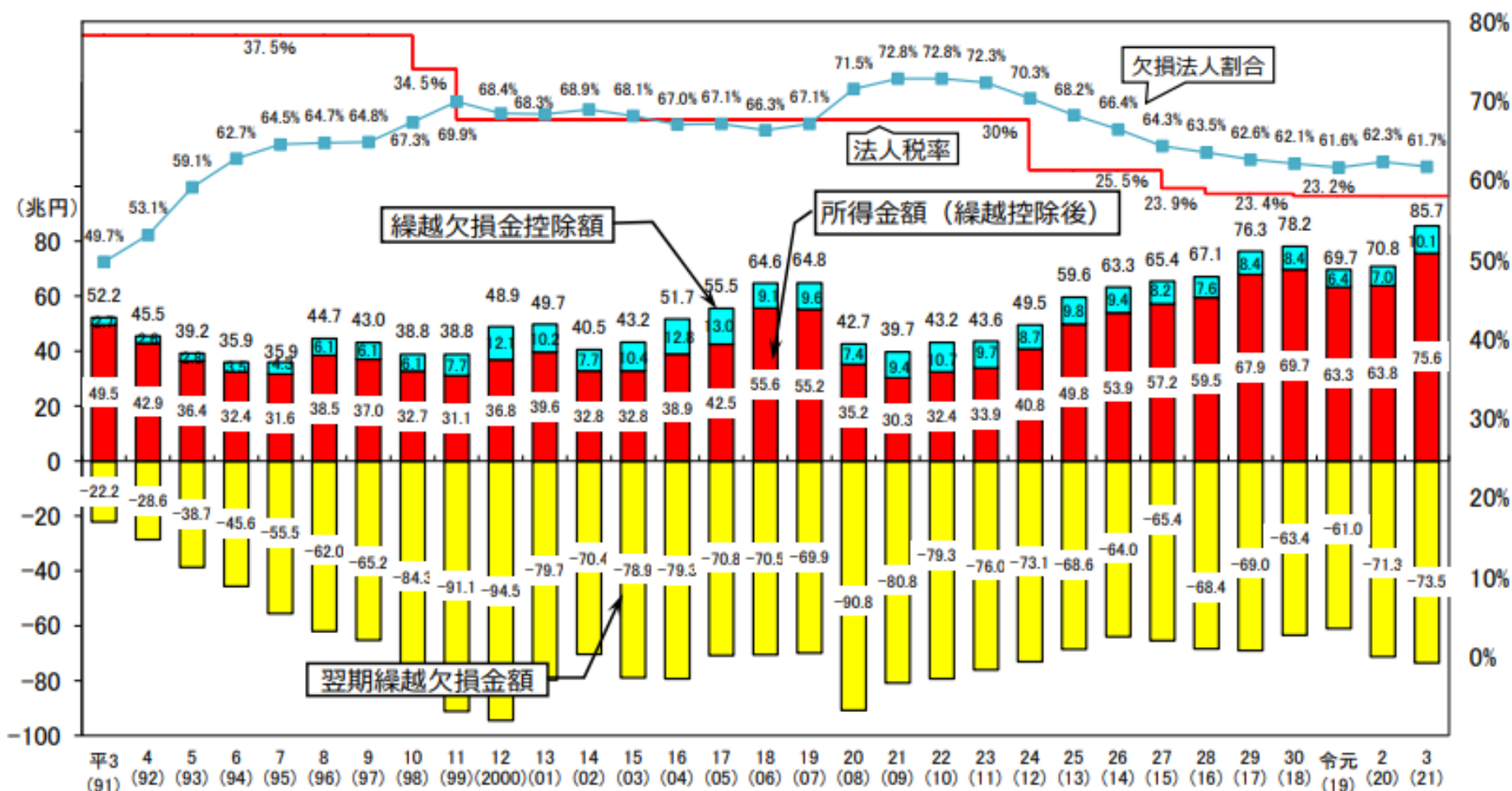
資本金階級別法人数、利益計上法人数、法人税額（国税）（令和5年度）



注 国税庁 会社標本調査結果より作成  
 計数については、それぞれ切り捨てによっているため、端数については合計と一致しないものがある

# 欠損法人割合と繰越欠損額の推移

- 欠損法人割合は平成10年度以降60%台後半で推移。平成20年のリーマンショック後は70%超で推移していたが、平成25年度から令和3年度まで60%台で推移
- 毎年7兆円前後が所得から控除されており、累積欠損金額は令和3年度末で74兆円



(備考) 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

(出所) 「会社標本調査」(国税庁)

(年(度)分)

## （地方法人課税の意義）

- 地方法人課税は、所得循環の生産局面で課税するものであり、生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税し、均衡のとれた税体系を構築するという点からも重要である。（R 1）
- **地方自治体が行う都市基盤整備、治安の確保、防災への対応等は法人の事業活動に欠かせない行政サービス**である。また、教育、子育て支援、医療、介護、環境対策等は、地域住民の生活を支えるだけでなく、法人の事業活動を支えていることは明らかであり、**法人には応分の負担を求めることが必要**である。（R 4）
- 法人が事業活動を行う上では、地方自治体から様々な行政サービスを受けており、その便益は利害関係者（従業者、株主、債権者、消費者等）にも及ぶ。しかし、当該利害関係者は、必ずしも法人の事業所所在地に居住しているわけではない。そのため、法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる。特に**東京においては、都外に居住する企業従業者を中心に昼間流入人口が約 291 万人（2015 年）に上ることから、法人への課税には大きな意義がある。**（R 4）

## （地方の法人所得課税）

- 我が国の実効税率が高い理由は諸外国に例の少ない地方法人所得課税によるものとする議論があるが、**我が国では地方自治体が担う公共サービスなどの範囲が諸外国と比べて広い**という特徴があり、その果たしている役割の大きさも考慮する必要。（H26）
- **法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税**であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当。（H26）

# 法人住民税及び法人事業税の概要

## 法人住民税

### 均等割

資本金等の額、従業者数に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)  
市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

### 法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の1.0% [法人所得の0.23%相当] (制限税率 2%)  
市町村民税：法人税額の6.0% [法人所得の1.39%相当] (制限税率 8.4%)

法人税割  
：7.0%

地方法人税  
：10.3%

## 法人事業税

資本金1億円超の普通法人(注1・2)

### 外形標準課税

付加価値割 1.2%

資本割 0.5%

所得割  
1.0%

特別法人事業税  
2.6%相当

資本金1億円以下の普通法人(注1・2)  
や公益法人など(注3)

所得割 7.0%(注4)

特別法人事業税  
2.6%相当

電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人

(1) 電気供給業(送配電事業)、ガス供給業(導管事業)、保険業を営む法人

収入割 1.0%

特別法人事業税  
0.3%相当

(2) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人(注1・2)

付加価値割 0.37%

資本割 0.15%

収入割 0.75%

特別法人事業税  
0.3%相当

(3) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普通法人(注1・2)等

所得割 1.85%

収入割 0.75%

特別法人事業税  
0.3%相当

(4) ガス供給業(特定ガス供給業(注5))を営む法人

付加価値割 0.77%

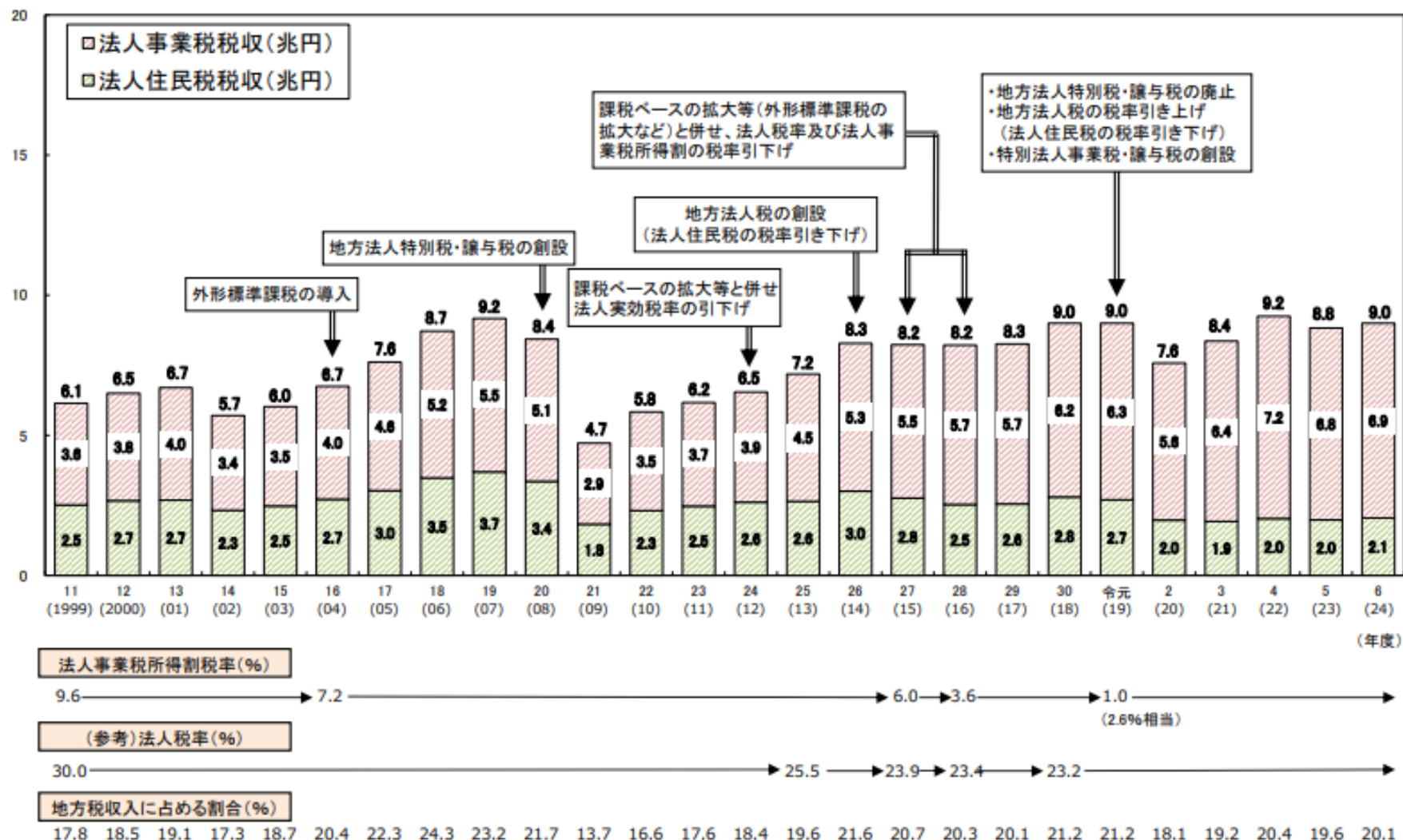
資本割 0.32%

収入割 0.48%

特別法人事業税  
0.3%相当

注1 当分の間、資本金1億円以下の普通法人のうち、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和7年4月1日施行)  
注2 資本金1億円以下の普通法人のうち、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和8年4月1日施行)  
注3 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については、所得割：4.9%、特別法人事業税：所得割額の34.5%の税率が適用される。  
注4 所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)。  
注5 特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(導管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(導管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式  
6 総務省HPより作成

# 法人住民税及び法人事業税の税収の推移



- (注) 1 令和4年度までは決算額であり、超過課税を含まない。また、令和5年度は推計額(R5.12月時点)及び6年度は地方財政計画額である。  
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 3 平成21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した額である。  
 4 平成27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。  
 5 法人事業税所得割税率は、平成30年度までは地方法人特別税を含む税率であり、令和元年度以降は特別法人事業税を含まない税率(括弧内は特別法人事業税相当分の税率)。

## (参考) 地方交付税の財源としての法人課税

- 地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）である
- 地方交付税の総額に占める法人課税の割合は、**約40%**である

○ 地方交付税総額： 所得税・**法人税の33.1%**、酒税の50%、消費税の19.5%、**地方法人税の全額**

(令和5年度決算額ベースで試算)

・ 法人税：**約5.2兆円**  
(15.9兆円×33.1%)

・ 地方法人税：**約2.0兆円**

**約7.2兆円**



令和5年度の地方交付税の総額  
**約18.4兆円**

**約40%を占める**

注 総務省HP「地方交付税制度の概要」等より作成

## (参考) 令和8年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

- 我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。
- 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、**法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。**